

## 情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	納税証明の電子連携に係る軽自動車税納付確認システムとの外部結合等について
----	--------------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

**【諮問】**

◇第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）

**【報告】**

◇第17条第1項第2号（法令等の定めに基づく外部電子計算機との結合）

（担当部課：総務部税務課）

## 事業の概要

<b>事業名</b>	軽自動車税（種別割）納税確認方法のシステム化
<b>担当課</b>	税務課
<b>目的</b>	税制改正に伴い、令和5年1月から軽自動車税関係手続きが全国一律で電子化される。継続検査（車検）では、検査事務所で納税証明書（紙）を提出していた納税確認がオンライン化される。地方税共同機構が運営する軽自動車税納付確認システム（以下「軽 JNKS」という。）に、区から納付情報を送信し、継続検査時の納税確認を電子的に行う。軽 JNKS と結合することにより、税制改正に対応し、納税義務者の利便性向上を図る。
<b>対象者</b>	新宿区で課税する三輪及び四輪車の軽自動車税（種別割）納税義務者（法人を含む）
<b>事業内容</b>	<p>1 概要</p> <p>現在、軽自動車の継続検査（車検）時において、納税義務者または代理人は、軽自動車税（種別割）の納税証明書（紙）を検査事務所（軽自動車検査協会）に提出して継続検査（車検）を受けている。</p> <p>改正地方税法施行規則等に基づき、令和5年1月以降、区は軽 JNKS に軽自動車税（種別割）の納付情報を LGWAN 回線経由で送信し記録する。検査事務所（軽自動車検査協会）は軽 JNKS に記録された納付情報を確認することで、納税証明書（紙）を必要とせずに継続検査（車検）の審査を行う。</p> <p>それに伴い、軽 JNKS に納付情報をアップロードするためのシステム改修及び軽 JNKS への外部結合が生じるため、本審議会に付議する。</p> <p>2 軽 JNKS について</p> <p>地方税共同機構が運営し、軽自動車税（種別割）納付の有無を検査事務所（軽自動車検査協会）が確認するためのシステムである。軽 JNKS によって納付の有無を検査事務所（軽自動車検査協会）が道路運送車両法第97条の2第1項、第2項、道路運送車両法施行令第12条、道路運送車両法施行規則第63条（一部改正：令和5年1月1日施行）、地方税法施行規則（一部改正：令和5年1月1日施行）に基づいて確認することになっている。</p> <p>3 地方税共同機構について</p> <p>地方税共同機構は、地方税法に基づき、地方団体が共同して運営する組織として、機構処理税務事務を行うとともに、地方団体に対してその地方税に関する事務に関する支援を行うこととして平成31年4月1日に設立された法人である。（地方税法第761条及び782条）</p> <p>4 想定件数</p> <p>約8,300件（令和3年度当初課税件数）</p> <p>※個人情報の流れは、資料26-1のとおり</p>

## 件名 軽自動車税納付確認システムの導入に伴う税務システムの改修について

保有課 (担当課)	税務課
登録業務の名称	軽自動車税 (種別割)
記録される情報項目 (だれの、どのような項目が、どのコンピュータに記録されるのか)	1 個人の範囲 軽自動車税 (種別割) の納税義務者 2 記録項目 資料26-2のとおり 3 記録するコンピュータ 税務システム (ホストシステム)
新規開発・追加・変更の理由	軽 JNKS へ送信する軽自動車税 (種別割) 納付情報を作成する機能が必要になるため。
新規開発・追加・変更の内容	既存の税務システムに以下の機能を追加する。 1 税務システム (ホストシステム) から軽 JNKS への納付情報の連携データの作成 2 税務システム (ホストシステム) から廃車・ナンバー変更等の異動情報を抽出し、軽 JNKS への納付情報の連携データの作成
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	*****
新規開発・追加・変更の時期	令和3年12月から令和4年6月まで システムの改修 (設計・構築) 令和4年7月から令和4年12月まで システム確認試験・接続試験・調整 令和5年1月から システムの本稼働

## 件名 納税証明の電子連携に係る軽自動車税納付確認システムとの外部結合について

保有課(担当課)	税務課
登録業務の名称	軽自動車税(種別割)
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	対象者:軽自動車税(種別割)の納税義務者 情報項目:資料26-2のとおり
結合の相手方	地方税共同機構
結合する理由	税法改正に伴い、全国一律で稼働する軽JNKSへの納付情報の送信に対応するため
結合の形態	区のLGWAN端末と軽JNKSを、LGWAN回線(地方公共団体を相互に接続する行政専用の総合行政ネットワーク)で結合し、データの送信を行う。
結合の開始時期と期間	令和5年1月1日(次年度以降も、同様の外部結合を行う。) (令和4年9月1日から12月31日まで仮稼働テスト(個人情報なし)のため、区のLGWAN端末と軽JNKSとの外部結合を行う。)
情報保護対策	<p>外部結合に当たっては、「新宿区個人情報保護条例」及び「新宿区情報セキュリティポリシー」に基づき、次の個人情報保護措置を講ずる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 接続するネットワークは専用回線(LGWAN回線)とし、通信する相手を限定する。</li> <li>2 軽JNKSで納税義務者に係る情報を送信する際は、暗号化により特定相手以外は解読不能とする。</li> <li>3 ファイアウォール及びウイルス対策ソフトにより、外部からの侵入やウイルス感染を防止する。</li> <li>4 標的型攻撃対策ソフト等により、不正な通信を検知・分析・遮断し、外部への納税義務者に係る情報の漏えいを未然に防止する。</li> <li>5 ネットワーク機器等を制御し、通信できるシステムを限定する。</li> <li>6 納税義務者に係る情報を取り扱う端末については、電子証明書及びユーザID・パスワード等の確認措置をとり、指定したパソコン以外の利用や担当職員以外での利用はできないものとする。</li> <li>7 納税義務者に係る情報へのアクセス制御を実施し、職員が利用できる納税義務者に係る情報を限定する。</li> <li>8 ログや操作履歴管理ソフトにより、納税義務者に係る情報へのアクセス状況を記録する。</li> <li>9 納税義務者に係る情報を取り扱う職員には、個人情報の保護及び管理、情報セキュリティを十分認識するよう定期的に指導する。</li> <li>10 仮稼働テストは、個人情報を含まないダミーデータを使用する。</li> </ol>